

1 兼業規制の対象の明確化について

- 地方自治法では、請負関係にある個人や団体役員と地方議会議員との兼業が禁止されている。
- この規定における「請負」とは、民法上の請負のみならず、当該団体から一定の報酬を得てその需要を供給することを業とする場合も含まれるとされている。
- 兼業規制については、補助金の交付や指定管理の指定については規制の対象となる「請負」に該当するかが不明確であることから、兼業規制の範囲が必要以上に広く解され、本来は規制対象外の者が立候補を萎縮してしまう可能性も考えられる。



提言

地方公共団体から補助金の交付又は指定管理者の指定を受けることが、地方議会議員に禁止される「請負」に該当するかどうか、通知等により明確にすること。

2 兼業規制の緩和について

- 地方自治法では、請負関係にある個人や団体役員と地方議会議員との兼業が禁止されている。
- 大川村においては、公共的団体が村内事業所の多くを占めている状況。
- 法人が行う「請負」といっても様々なものがあり、一様に扱う必要がないのではないか。
- 例えば非営利事業を主とする法人の役員等を地方議会議員が務める場合については、議会運営の公正性や事務執行の適正性の確保の面からも比較的リスクが小さいのではないか。
- 一方で、兼業を認める場合には、議会運営の公正性と事務執行の適正性の担保のため、監査委員による監査の強化を図るなど、一定のチェック機能の強化を併せて検討すべきではないか。

提 言

一定の代替的チェックの仕組みを設けることを前提に、例えば非営利事業を主とする法人の役員等を地方議会議員が務める場合については請負禁止の対象外とするなど、地方議会議員の請負禁止の範囲を見直すこと。

3 専門議員の活動量増に応じた報酬の引き上げについて

- 大川村議の報酬は月額155,000円と、議員報酬だけで生計を立てていくのは容易でない状況。
- 村が取り組むべき課題が近年複雑化・多様化する中で、議会においても政策立案・調査能力の強化が求められるところ。
- こうした状況を踏まえると、例えば議会の機能を強化することを通じ、専門議員の活動量を増加させるとともに当該議員の報酬を引き上げることが有効ではないか。



提言

議会の政策立案・政策調査活動の強化を図っていくことなどを通じて、専門議員の活動量を大幅に増加し、これに応じた十分な報酬を支給する仕組みを可能とすること。